# 愛西市都市計画審議会 会議録

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 会議の名称 | 令和7年度　第1回　愛西市都市計画審議会 | | | | | |
| 開催日時 | 令和7年12月22日（月）　午後2時から午後3時15分まで | | | | | |
| 開催場所 | 愛西市役所　北館3階　災害対策本部兼会議室 | | | | | |
| 出席者（委員） | 水野善弘 | 恒川利彦 | 加藤明実 | 平野英治 | 松永恵美子 | 野田峰憲 |
| | 近藤　武 | 石崎誠子 | 山岡幹雄 | 馬渕紀明 | | |
| （事務局等） | 日永貴章 | 宮川昌和 | 新美壮史 | 佐藤政樹 | 藤澤寿章 | 伊藤伸治 |
| | 河村祥太郎 | 日栄晃大 | 浅野浩司 | | | |
| 議題 | ・名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）について<br>・愛西市市街化調整区域内地区計画ガイドライン（案）について | | | | | |
| 公開／非公開 | 公開 | | | | | |
| 非公開の理由 | ― | | | | | |
| 傍聴人 | 0人 | | | | | |
| 会議資料 | 別添 | | | | | |

会議の内容（概略）

| | |
|---|---|
| 1.　開会<br>事務局 | ・当審議会が愛西市審議会等の会議公開に関する要綱に該当し、会議の公開が原則である。<br>・傍聴人はなし。<br>・12名の委員のうち、10名の出席があり、会議は成立している。<br>・資料確認。 |
| 2.　あいさつ<br>市長<br>委員等 | ・会長決定前のため、市長より挨拶。<br>・委員及び事務局の自己紹介。 |
| 3.　会長の選出 | ・市長の進行により、会長の選出。<br>・会長恒川利彦委員（委員の推薦により、全員賛成により決定）。<br>・会長のあいさつの後、会長より副会長の指名。<br>・副会長加藤明実委員（会長の指名により決定）。<br>－市長退席－<br>・愛西市審議会等の会議公開に関する要綱に基づき、議事録を作成し、ホームページで公開する。<br>・議事録署名委員水野善弘委員（会長提案、全員賛成により決定）。 |
| 4.　議題<br><u>第1号議案　「名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）について」</u> | |
| 事務局 | ・第１号議案資料に基づき、内容を説明。 |
| 会長 | ・意見、質問等あれば伺う。 |
| 委員A | ・新たに橋が整備された場合、愛西市内の立田から立田大橋へ入る一番東の交差点から、北へ上る道路で立田大橋に接続することになるが、大型車が大量に走行することが予想される。その場合、地下の配水管等の耐久面に非常に不安があるため、そのことに考慮して進めていただきたい。 |
| 事務局 | ・県が整備する際、関係機関とよく協議して進めていく。 |
| 委員B | ・新架橋の大型車の重量制限はどのようになるのか。 |
| 事務局 | ・県が整備する際、関係機関と調整して決定する。 |
| 委員B | ・住民説明会及び図書縦覧はどのように周知し、どのような人が参加したのか。 |
| 事務局 | ・住民説明会：立田北部防災コミュニティセンターで開催し、広報及び総代へ訪問し直接周知を行った。参加者は33名だが、そのほとんどが該当箇所付近に住む愛西市民及び津島市民であった。<br>・縦覧：広報で周知を行った。縦覧者は2名だが、住所等の記載を求めていないため、縦覧者の詳細は不明である。 |
| 委員B | ・周知した総代はどの地区であるか。 |

| | |
|---|---|
| 事務局 | ・塩田町、早尾町、町方町である。 |
| 委員C | ・あま愛西線で計画上4車線となっているが、2車線のままになっているところも多いため、これを機に整備していただきたい。<br>・広域農道が、北から木郷橋までとなっているが、交通量分散のためこれを計画道路までつなげてほしい。 |
| 事務局 | ・要望として受け取らせていただく。 |
| 会長 | ・その他、意見等もないようなので、原案どおり第1号議案「名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）について」承認してよろしいか。 |
| 委員 | ・異議なし。 |
| 会長 | ・それでは、第1号議案「名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）について」原案通り可決する。 |
| 第2号議案 「愛西市市街化調整区域内地区計画ガイドライン（案）について」 | |
| 事務局 | ・第2号議案資料に基づき、内容を説明。 |
| 会長 | ・意見、質問等あれば伺う。<br>・現在、市街化調整区域を市街化区域に編入する話を聞くが、このガイドラインはどういう関係があるのか。 |
| 事務局 | ・現在、勝幡駅、藤浪駅、佐屋駅、富吉駅の4駅周辺で市街化区域拡大を目指す動きがある。<br>・一方で、市街化調整区域内で工業系の立地を検討しているが、県のガイドラインでは市内の非常に限られた道路沿いでしか立地できないため、一部の県道沿いでも立地できるようにする。<br>・併せて、公共施設の跡地利用についても、大半が市街化調整区域に立地しているため、面積要件を2,000㎡以上に緩和することで柔軟なまちづくりを行っていく。 |
| 委員B | ・今回の議案は、市で新たにガイドラインを作るという意味でよいか。 |
| 事務局 | ・その通りである。 |
| 委員C | ・なぜ2,000㎡以上としたのか。1,000㎡以上でもよいのではないか。 |
| 事務局 | ・現在市内で廃止施設とされている施設が38施設あるが、2,000㎡以上とすれば、土地利用ができる施設は概ねカバーできると考えられるため。 |
| 会長 | ・このガイドラインは、その38施設を活用するためのガイドラインということでよいか。 |
| 事務局 | ・その通りである。1,000㎡以下の小規模な施設もあるが、土地の利活用を考えると、一定の広がりを持つ土地が必要だと考えられるため、2,000㎡以上とした。 |
| 委員B | ・建築物の制限が3,000㎡以下となっているが、これは県の制限に準じているのか。 |
| 事務局 | ・その通りである。 |
| 会長 | ・その他、意見等もないようなので、原案どおり第2号議案「愛西市市街化調整区域内地区計画ガイドライン（案）ついて」承認してよろしいか。 |
| 委員 | ・異議なし。 |
| 会長 | ・それでは、第2号議案「愛西市市街化調整区域内地区計画ガイドライン（案）ついて」原案通り可決する。 |
| 5. その他<br>事務局 | ・次回審議会では、都市計画提案制度の要綱等について審議する予定。<br>・次回審議会日程については未定。 |
| 委員C | ・都市計画提案制度の制定から20年以上経つが、市に提案はあったか。 |
| 事務局 | ・ありません。 |
| 6. 閉会 | |